

平成十八年法律第四十九号

公益社団法人及び公益財團法人の認定等に
関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第三条の二）	第二章 公益法人の認定等
第二章 公益法人の認定（第四条—第十三 条）	第三章 公益目的事業財産（第十八条）
第三章 公益法人の監督（第二十七条—第三 十一条）	第四章 諸問題等（第四十三条—第四十六 条）
第四章 公益認定等委員会及び都道府県に置か れる合議制の機関	第五章 雜則（第五十六条—第六十一条）
第五章 罰則（第六十二条—第六十六条）	附則

第一編 第一章 総則（目的）	第二編 第一章 総則（公益認定）
第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化 に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的 とする事業の実施が公益の増進のために重要な なっていることから、当該事業を適正に 実施し得る公益法人を認定する制度を設けると ともに、公益法人による当該事業の適正な実施 を確保するための措置等を定め、もつて公益の 増進及び活力ある社会の実現に資することを目 的とする。	第四条 公益目的事業を行なう一般社団法人又は一 般財團法人は、行政庁の認定を受けることがで きる。
（定義）	（公益認定の基準）
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般 社団法人をいう。	第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認 定」という。）の申請をした一般社団法人又は一 般財團法人が次に掲げる基準に適合すると認め るとときは、当該法人について公益認定をする ものとする。

二 公益財團法人 第四条の認定を受けた一般 財團法人をいう。	三 公益法人 公益社団法人又は公益財團法人 をいう。
四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の 公益に関する別表各号に掲げる種類の事業で あって、不特定かつ多数の者の利益の増進に 寄与するものをいう。	五 その事業を行なうに当たり、株式会社その他 の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは 団体の利益を図る活動を行うものとして政令 で定める者に対し、寄附その他の特別の利益 を与える行為を行わないものであること。ただし、 公益法人に対する行為を行なう場合を除く。
六 公益目的事業の実施等（第十四条）	六 公益目的事業について、第十四条の規定によ る収支の均衡が図られるものであらゆる取引、 高利の融資その他の事業であつて、公益法人の 社会的信用を維持する上でふさわしくないもの として政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善 良の風俗を害するおそれのある事業を行わないもの であることをいう。
七 合併等（第二十四条—第二十六 条）	七 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業 等」という。）を行う場合には、収益事業等 を行うことによって公益目的事業の実施に支 障を及ぼすおそれがないものであることをいう。
八 公益目的事業の運営（第二十七条—第二十九 条）	八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に 規定する公益目的事業比率が百分の五十以上 となると見込まれるものであること。
九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第 二項に規定する使途不特定財産額が同条第一 項の制限を超えないと見込まれるものである こと。	九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第 二項に規定する使途不特定財産額が同条第一 項の制限を超えないと見込まれるものである こと。
十 各理事について、当該理事及び当該理事と 特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者 又は三親等以内の親族である関係その他特別 な利害関係として政令で定めるものをいう。 第十二号において同じ。）にある理事の合計 数が理事の総数の三分の一を超えないもので あること。監事についても、同様とする。	十 各理事について、当該理事及び当該理事と 特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者 又は三親等以内の親族である関係その他特別 な利害関係として政令で定めるものをいう。 第十二号において同じ。）にある理事の合計 数が理事の総数の三分の一を超えないもので あること。監事についても、同様とする。
十一 他の同一の団体（公益法人又はこれに準 ずるものとして政令で定めるもの）を除く。	十一 他の同一の団体（公益法人又はこれに準 ずるものとして政令で定めるもの）を除く。
十二 各理事について、監事（監事が二人以上 ある場合にあっては、各監事）と特別利害関 係を有しないものであること。	十二 各理事について、監事（監事が二人以上 ある場合にあっては、各監事）と特別利害関 係を有しないものであること。
十三 会計監査人を置いているものであるこ と。ただし、毎事業年度における当該法人の 収益の額、費用及び損失の額その他の政令で 定める勘定の額がいずれも政令で定める基 準に達しない場合は、この限りでない。	十三 会計監査人を置いているものであるこ と。ただし、毎事業年度における当該法人の 収益の額、費用及び損失の額その他の政令で 定める勘定の額がいずれも政令で定める基 準に達しない場合は、この限りでない。
十四 その理事、監事及び評議員に対する報酬 等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価とし て受ける財産上の利益及び退職手当をいう。 以下同じ。）について、内閣府令で定めると ころにより、民間事業者の役員の報酬等及び 従業員の給与、当該法人の経理の状況その他 の事情を考慮して、不当に高額なものとなら ぬよう支給の基準を定めているものであ ること。	十四 その理事、監事及び評議員に対する報酬 等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価とし て受ける財産上の利益及び退職手当をいう。 以下同じ。）について、内閣府令で定めると ころにより、民間事業者の役員の報酬等及び 従業員の給与、当該法人の経理の状況その他 の事情を考慮して、不当に高額なものとなら ぬよう支給の基準を定めているものであ ること。
十五 理事のうち一人以上が、当該法人又はそ の子法人（一般社団法人及び一般財團法人に 関する法律（平成十八年法律第四十八号。以 下「一般社団・財團法人法」という。）第二 条第四号に規定する子法人をいう。以下この 号及び次号において同じ。）の業務執行理事 (一般社団・財團法人法第百五十五条第一項 （一般社団・財團法人法第九十九条第八項にお いて準用する場合を含む。）に規定する業務執 行理事をいう。以下この号において同じ。)又は 使用人でなく、かつ、その就任の前十年 間当該法人又はその子法人の業務執行理事又 は使用人であったことがない者その他これに 準ずるものとして内閣府令で定める者である こと。ただし、毎事業年度における当該法人 の収益の額、費用及び損失の額その他の政令 で定める勘定の額がいずれも政令で定める基 準に達しない場合は、この限りでない。	十五 理事のうち一人以上が、当該法人又はそ の子法人（一般社団法人及び一般財團法人に 関する法律（平成十八年法律第四十八号。以 下「一般社団・財團法人法」という。）第二 条第四号に規定する子法人をいう。以下この 号及び次号において同じ。）の業務執行理事 (一般社団・財團法人法第百五十五条第一項 （一般社団・財團法人法第九十九条第八項にお いて準用する場合を含む。）に規定する業務執 行理事をいう。以下この号において同じ。)又は 使用人でなく、かつ、その就任の前十年 間当該法人又はその子法人の業務執行理事又 は使用人であったことがない者その他これに 準ずるものとして内閣府令で定める者である こと。ただし、毎事業年度における当該法人 の収益の額、費用及び損失の額その他の政令 で定める勘定の額がいずれも政令で定める基 準に達しない場合は、この限りでない。
十六 監事（監事が二人以上ある場合にあつて は、監事のうち一人以上）が、その就任の前 十年間当該法人又はその子法人の理事又は使 用人であつたことがない者その他これに準 ずるものとして内閣府令で定める者であるこ と。	十六 監事（監事が二人以上ある場合にあつて は、監事のうち一人以上）が、その就任の前 十年間当該法人又はその子法人の理事又は使 用人であつたことがない者その他これに準 ずるものとして内閣府令で定める者であるこ と。
十七 一般社団法人にあっては、次のいずれに も該当するものであること。	十七 一般社団法人にあっては、次のいずれに も該当するものであること。

イ 社員の資格の喪失に関するものとして政令で 定める者であることを主たる目的とする ものであること。	イ 社員の資格の喪失に関するものとして政令で 定める者であることを主たる目的とする ものであること。
二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎 及び技術的能力を有するものであること。	二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎 及び技術的能力を有するものであること。
三 分の一を超えないものであること。監事に ついても、同様とする。	三 分の一を超えないものであること。監事に ついても、同様とする。

口 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。

(1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不适当に差別的な取扱いをしないものであること。

(2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。

ハ 理事会を置いているものであること。

十八 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

十九 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び处分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

二十 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額(第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。)があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から一月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人

二 独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人

ホ 国立大学法人法(平成十五年法律第二百十号)第二条第一項に規定する国立大学法

人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト その他イから今までに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

二十一 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財團法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次に該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項(第四号を除く。)又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団・財團法人法若しくは暴力團による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十条の十一第一項の規定を除く。)に違反したことにより、若しくは刑法(明治四十一年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条、第二十二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は國税若しくは地方税に関する法律(平成七年法律第二百七十号)第二条第一項に規定する社会福祉法人の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなりつた日から五年を経過しない者

二 第二十九条第一項(第四号を除く。)又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの。又は暴力團員でなくなつた日から五年を経過しない者(第六号において「暴力團員等」という。)

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの

四 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。)を受けることができないもの

五 国税若しくは地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

六 暴力團員等がその事業活動を支配するもの

七 第九条 公益認定を受けた一般社団法人又は一般財團法人は、その名称中の一般社団法人又は一般財團法人の文字をそれぞれ公益社団法人又は公益財團法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。

八 第六条第五号に規定する事由(国税庁長官(以下「国税庁長官等」という。))

九 第九条 公益認定を受けた一般社団法人又は一般財團法人は、その名称中の一般社団法人又は一般財團法人の文字を用いなければならぬ。公益財團法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。

十 第十条 行政府は、公益認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

十一 第十一条 公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政府の認定を受けなければならぬ。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

十二 第十二条 行政府は、公益認定をしようとするものに限る。又は主たる事務所若

ニ 暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力團員(以下この号において「暴力團員」という。)又は暴力團員でなくなつた日から五年を経過しない者(第六号において「暴力團員等」という。)

十三 第五条第一号、第二号及び第五号並びに第六条第三号及び第四号に規定する事由(事業を行つて当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。)当該行政機関(以下「許認可等行政機関」という。)

十四 第六条第一号二及び第六号に規定する事由(行政府が内閣總理大臣である場合にあつては警察廳長官、都道府県知事である場合にあつては警視總監又は道府県警察本部長(以下「警察廳長官等」という。))

事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くものとする。

一 第五条第一号、第二号及び第五号並びに第六条第三号及び第四号に規定する事由(事業を行つて当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。)当該行政機関(以下「許認可等行政機関」という。)

二 第六条第一号二及び第六号に規定する事由(行政府が内閣總理大臣である場合にあつては警察廳長官、都道府県知事である場合にあつては警視總監又は道府県警察本部長(以下「警察廳長官等」という。))

三 第六条第五号に規定する事由(国税庁長官(以下「国税庁長官等」という。))

四 第七条 公益認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政府に提出してしなければならない。

一 名称及び代表者の氏名

二 公益目的事業を行う都道府県の区域(定款に定めがある場合に限る。)並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

三 その行う公益目的事業の種類及び内容

四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 事業計画書及び收支予算書

三 事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合においては、当該許認可等があつたこと又はこれを受けることがで

四 その行う収益事業等の内容

五 基準を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

七 第八条 (公益認定に関する意見聴取)

八 行政府は、公益認定をしようとするとき(公益認定に関する意見聴取)

九 当該各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

十 第九条 行政府は、公益認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

十一 第十条 公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政府の認定を受けなければならぬ。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

十二 第十一条 行政府は、公益認定をしようとするものに限る。又は主たる事務所若

二 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）
 三 第五条第十四号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類
 五 第一項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。
 公益法人は、一般社団・財団法人法第二百二十三条第二項（一般社団・財団法人法第二百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する事業報告に、各事業年度における公益目的事業の実施状況、公益法人の運営体制その他の公益法人の適正な運営を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項を記載しなければならない。
 何人も、公益法人の業務時間内は、いつでも、第一項に規定する書類、第二項各号に掲げる書類、社員名簿及び一般社団・財団法人法第二百四十九条第一項（一般社団・財団法人法第二百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等（以下「財産目録等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの請求の請求
 二 貢産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
 三 前項の規定にかかわらず、公益法人は、役員等名簿又は社員名簿について当該公益法人の社員又は議員以外の者から同項の請求があつた場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録された事項を除外して、同項の閲覧をさせることができる。財産目録等が電磁的記録をもつて作成されいる場合であつて、その從たる事務所における第五項第二号に掲げる請求に応じることを可能

7 とするための措置として内閣府令で定めるものをとつてはいる公益法人についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「その主たる事務所に、その写しを三年間そつたる事務所」であるのは「その主たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」と、第二項中「その主たる事務所に、その写しを三年間そつたる事務所」とあるのは「その主たる事務所」とする。
 第二十二条（財産目録等の提出等）
 公益法人は、財産目録等（定款を除く。）について、前条第一項に規定する書類にあつては毎事業年度開始日の前の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、その他の書類にあつては毎事業年度の経過後三月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、同条第一項各号に掲げる書類及び社員名簿を当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、行政庁に提出しなければならない。

2 行政庁は、内閣府令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により公益法人から提出を受けた財産目録等（役員等名簿又は社員名簿にあつては、これらに記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除く。）を公表するものとする。
 第二十三条（会計監査人の権限等）
 公益法人の会計監査人は、一般社団・財団法人法第二百四十七条第一項（一般社団・財団法人法第二百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によるものほか、財産目録その他の内閣府令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

4 第二十四条（合併等の届出）
 公益法人は、次に掲げる行為をしてよどするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。
 一 合併（当該合併に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合を除く。）
 二 事業の全部又は一部の譲渡（当該事業の譲渡に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合を除く。）
 三 清算（当該清算に関する申請をする場合を除く。）
 四 行政庁は、第一項又は前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 第二十五条（合併による地位の承継の認可）
 公益法人が合併により設立する法人（以下この条において「新設法人」という。）が当該新設合併により消滅する公益法人（当該公益法人が二以上ある場合については、その一）は、当該新設合併により設立する法人（以下この条において「新設法人」といいう。）が当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継することについて、行政庁の認可を申請することができる。
 行政庁は、新設法人が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、前項の認可をするものとする。
 一 第五条各号に掲げる基準に適合するものであること。
 二 第六条各号のいずれかに該当するものでないこと。
 三 第一項の認可があつた場合には、新設法人は、その成立の日に、当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継する。
 四 第七条、第八条、第十条及び第十二条の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、第七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第一号に掲げる事項については新設合併により消滅する公益法人及び新設合併により設立する法人（以下この条において「新設法人」という。）に係るもの、第二号から第四号までに掲げる事項については新設法人に係るもの」と、同項第二号中「定款」とあるのは「定款の案」と、同条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（第一号の定款の案及び第二号から第五号までに掲げる書類については、新設法人に係るもの）」と、同項第一号中「定款」とあるのは「定款の案」とあるのは「新設合併契約書及び定款の案」と、第十二条第一項中「前条第二項」とあるのは「第二十一条第四項において準用する第七条第一項」と読み替えるものとする。

5 第二十六条（解散の届出）
 公益法人が合併以外の理由により解散をした場合には、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、当該解散の日から一月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

6 第二十七条（清算）
 清算人は、一般社団・財団法人法第二百三十一条第一項の期間が経過したときは、遅滞なく、残余財産の引渡しの見込みを行政庁に届け出なければならない。当該見込みに変更があつたときも、同様とする。

7 第二十八条（清算の届出）
 清算人は、清算が結了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

「読み替える」を「同法第百四十六条の二中「商業登記法」(一)とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十条において準用する商業登記法」(一)と、「商業登記法第百四十五条」(一)とあるのは「金融商品取引法第九十条において準用する商業登記法第百四十五条」(一)と読み替える」に改める部分を除く。)、同法第百条の四、第一百一条の二十第一項、第一百条第一項及び第一百一条の十の改正規定、同法第百二条の十一の改正規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十二条から」を「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第百四十六条の二中「商業登記法」(一)とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一百二条の十一において準用する商業登記法(一)と「商業登記法第百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第百二十二条の十一において準用する商業登記法第百四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。)並びに同法第百四十五条第一項及び第一百四十六条の改正規定(「第二十三条の二まで」を「第十九条の三まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十二条から」に「第十五号及び第十六号」を「第十四条号」に改める部分を除く)、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項の改正規定(「第三百五十五条第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く)、同法第一百六十四条第四項の改正規定、同法第一百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第一百七十七条の下に「同法第百四十六条の二中「商業登記法」(一)とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条において準用する商業登記法(一)と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条において準用する商業登記法(一)

るのと同様に、第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。」に「、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同記」と並びに「登記」、「第百四十八条」を「第百三十七条」に、「職業抹消」を「職業抹消」並びに第百三十九条から第百四十八条まで「に改める部分及び「第百四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第二項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法」、「同法登記法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。」、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。」、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第一百六十二条第一項第五号中「会社更生法第一条第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十号及び第十一号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第一百六十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と「を加える部分を除く。」並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に「号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」、「第百六十二条第一項後段」を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定

規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律
第二十二条第二項第七号の次に「号を加える改
正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六
十五条第三項の改正規定、同法第一百八十三条规定、第四十五条中資産の流動化に関する法律
第二十二条第二項第七号を「第十九条
の三」に、「印鑑の提出」を「第二十一
条から第二十七号まで〔に改める部分、
同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十
一条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する
譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削
除部分及び「準用する会社法第五百七十三条第
一项」との下に、「同法第一百四十六条の二中
「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に
関する法律(平成十年法律第百五号) 第百八十
三条第一項において準用する商業登記法(「
と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは
「資産の流動化に関する法律(百八十三条第一
項において準用する商業登記法第一百四十五条)
と」を加える部分を除く。)及び同法第三百十
六条第一項第十七号の次に「号を加える改正規
定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金
の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に
関する法律第十五条の三の改正規定(「第三項
を除く。」)を削る部分に限る。)、第五十二条、
第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条
中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
第六十七条第一項各号」とを削る部分に限
る)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第
五十七条及び第六十七条から第六十九条までの
改正規定、同法第七十八条の改正規定(前号に
掲げる部分を除く。)並びに同法第八十三条の
改正規定並びに同法第九十二条の改正規定(前
号に掲げる部分を除く。)、第七十七条中医療法
第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六
項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定
(同条第四号中「第五十二条の三」を「第五十
三条の三第一項」に改める部分を除く。)、第七
十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法
第二十四条第一項の改正規定(第十七条(第
三項ヲ除ク)を「第十七条」に改める部分に

-
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
十五 國際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
十七 國土の利用、整備又は保全を目的とする事業
十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの